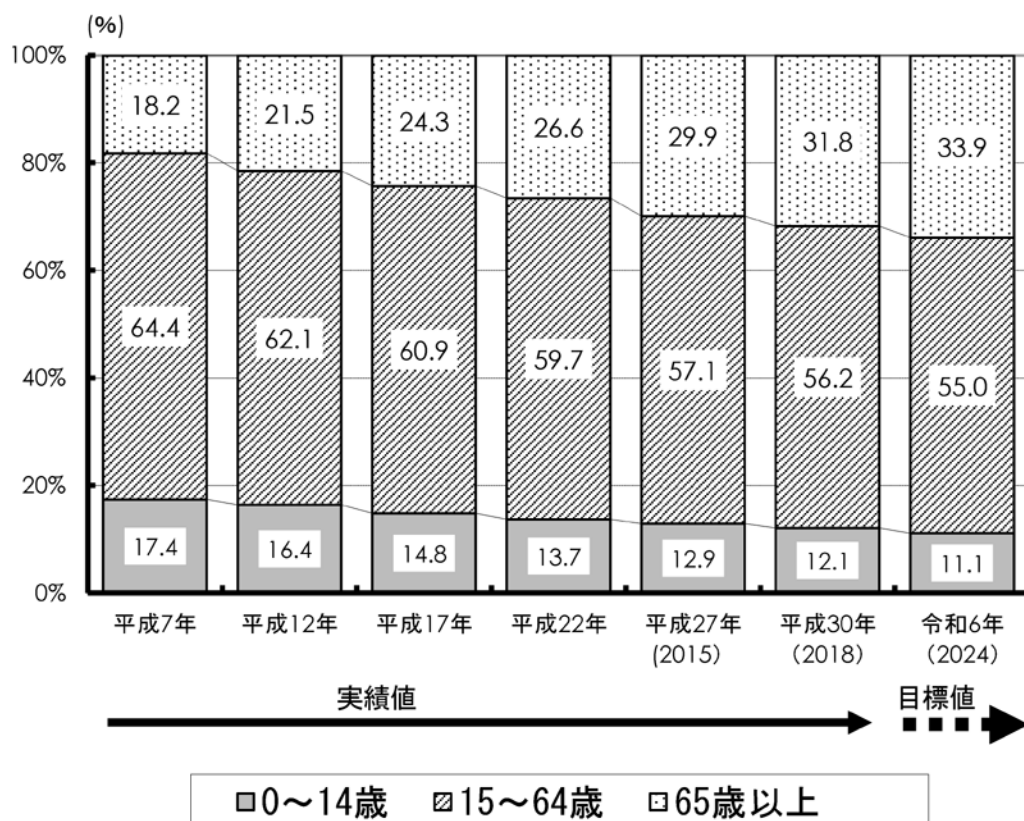


年齢3区分別人口比率の推移(目標値)



(注) 平成30年10.1人口は岐阜県人口動態統計調査結果と過去の状況より想定

(参考) 人口推計の結果

	実績値							推計値
	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成30年 (2018)	令和6年 (2024)
人口(人)	10,650	10,950	11,013	10,838	10,593	10,197	9,948	9,617
世帯数 (世帯)	2,914	3,085	3,297	3,353	3,507	3,561	3,587	3,702
一世帯あたりの人員 (人)	3.65	3.55	3.34	3.23	3.02	2.86	2.77	2.60

第4章

土地利用構想

- 本町は、飛騨川、国道 41 号、ＪＲ高山本線の南北軸と東海環状自動車道や東海北陸自動車道による名古屋大都市圏や飛騨地域との連携を強化した広域的な都市構造をめざします。
- 優良農地や森林、飛騨川等の水辺を保全・活用しながら、豊かな自然環境が残る良好な市街地を形成します。
- 国道 41 号、国道 418 号、主要地方道可児金山線、美濃川辺線等の幹線道路やＪＲ高山本線やコミュニティバスの交通ネットワークの強化を図りながら、豊かな町民生活や活発な経済活動の基盤となる土地利用を総合的・計画的に進めます。

（１）住居系用地

- 定住人口を確保するため、農地や森林、水辺などと共生した住宅地を形成します。
- 安全・安心、快適に生活でき災害にも強い生活道路の整備や上下水道の維持管理、公園の有効利用などを促し、良好な住環境を形成します。

（２）商工業系用地

- 商業の活性化や工業の活性化に向け、既存産業の維持・発展を図ると共に、国道 41 号美濃加茂バイパス等のインパクトを活かして新たな商工業の展開を図ります。

（３）農地・集落等

- 生産性の高い農業の推進や担い手等の育成を図りながら、良好な緑地空間として無秩序な農地転用を抑制し、農地の保全を図ります。
- 集落等については狭隘な生活道路の改善や排水対策等の生活基盤整備、公園等の整備を図り、安全・安心な住環境を確保します。

（４）森林

- 生態系を保全し豊かな森林の保全・維持管理に努めます。
- 重要な水源であることを認識し、景観と共にその機能を保全します。

（５）ダム湖周辺・水辺

- 飛騨川とその支流などの水辺については、親水性に配慮しつつ、水質保全、生態系保全などの自然環境の保全に努めます。
- 川辺ダム湖及びその周辺については、町のシンボルとしてスポーツ・レクリエーションや交流の場として活用を図ります。

第5章

施策の体系と分野別施策の方向

(1) 施策の体系

- 基本計画に示す施策は、次に示す6つのまちづくりの方針とそれに基づいた基本施策で構成します。
- なお、後期基本計画においては、川辺町のまちづくりの目標を効率的・効果的に達成するために、各分野の個別計画と連携を図りやすくできるように基本施策を30に集約します。また、分野相互の連携を一層深めた、重点プログラムを掲げます。



(2) まちづくりの方針別の施策の方向

●まちづくりの方針別に主要施策を中心として、次のような取組みを進めます。

①美しく安らぎのあるまちづくりー自然環境・循環型社会・安全

- 環境にやさしいまちづくりを進めるために、ゴミ減量化の推進や再生可能エネルギーの導入を積極的に促すと共に、国際的なSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえて、環境にかかわる情報発信や環境学習の機会の充実を図ります。
- 安全に生活することができるように、地域における防災・減災や防火・消防体制の強化、自主防災活動の充実、集中豪雨等に備えた土砂災害対策と河川改修、交通安全対策の充実や消費トラブルの防止を図り、防災意識、危機管理の意識の向上を図ります。

②誰もが安心して暮らせるまちづくりー健康・福祉・医療

- 誰もが健康で元気に暮らし続けることができるように、住民のためのがん検診、健康診査や、妊産婦や乳幼児のための健診、健康相談の充実など、健康づくりを支援します。
- 地域における要援護者の見守り活動を充実するなど、地域福祉を推進します。また、子どもを産み育てやすいような包括的な支援、高齢者の介護予防や地域における日常生活の包括的な支援、障がい者の社会参加の支援や虐待の防止など、地域が一体となって安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- かかりつけ医を住民が持つことを促すと共に、国民健康保険などの医療保険制度や介護保険制度の健全運営に努めます。

③みんなで学び合うまちづくりー教育・生涯学習

- 安心して学べるように小学校の再編などを合わせて学校の教育環境・内容を改善するための将来計画を検討すると共に、次代を担う子どもの生きる力や創造性を高めるために教育内容を充実します。
- 青少年が地域において健全に安心して暮らせる環境づくりと、社会参加の機会の充実を図ります。
- 住民誰もが生涯に渡って自主的に学ぶことができるように、生涯学習のための環境の充実、講座や文化・芸術の機会の充実、住民の貴重な資産である文化財の継承を図ります。また、川辺ダム湖を活かしたボート競技の振興や、トップアスリートの育成、国際的な大会を支援します。

④快適に暮らすことができるまちづくりー居住環境・都市基盤

- 定住することができる環境づくりをめざして、空き家の有効活用や住宅の耐震化など居住環境の整備や住宅地の確保を促進します。また、町民に身近なうるおいのある空間として公園・緑地の整備を図ります。
- 安全に移動することができるように道路の維持管理を適切に進めると共に、通学路の安全対策を推進します。また、便利で効率的な公共交通の実現をめざします。
- 安心でおいしい水を供給するために、水質管理の徹底や水道施設の整備を図る共に、災

害にも強い下水道の整備を推進し、河川等の水質保全に努めます。

⑤新たな活力をおこすまちづくりー産業振興

- 持続性があり強い農業の実現と農地の保全をめざすために、営農の仕組みの再構築を図ると共に、農業経営体の育成を図ります。また、町内における産業立地やIoTなどの新たな技術を活用した事業展開を促進すると共に、日常生活を支える商業・サービスの振興を図ります。また、町内をはじめとする雇用の場の確保と雇用機会の創出を図ります。
- 豊かな自然や歴史文化など町の資源から新たな観光資源を発掘すると共に、ボートを活用することにより地域間交流を推進して競技練習の誘致やイベントによる誘客を図ります。

⑥共に考え行動するまちづくりー協働推進・行財政運営

- 町民の自主的な活動を育成すると共に、地域課題に対して町民と協働で対処するために、自治会等の力を高めると共に住民活動の支援を充実します。また、地域で問題解決を主体的に行うことができるように地域自治力の強化を図ります。
- 本町の地域としての良さを掘り起こし地域ブランドを創出して、町内外に情報発信を強化すると共に、行政情報や生活情報が行き渡るように広報を充実します。
- DVや児童虐待の防止、ワークライフバランスの促進、多文化共生の推進等により、誰もが人権を尊重する明るい地域社会をめざします。

策定の背景	第1編
基本構想	第2編
後期基本計画 重点プログラム	第3編
後期基本計画 分野別計画	第3編
美しくやすらぎのあるまちづくり	第1章
誰もが安心して暮らせるまちづくり	第2章
みんなで学び合っ まちづくり	第3章
快適に暮らすことが できるまちづくり	第4章
新たな活力をおこす まちづくり	第5章
共に考え行動する まちづくり	第6章
資料編	第4編

策定の背景	第1編
基本構想	第2編
後期基本計画 重点プログラム	第3編
後期基本計画 分野別計画	第3編
美しくやすらぎの あるまちづくり	第1章
誰もが安心して暮ら せるまちづくり	第2章
みんなで学び合っ てまちづくり	第3章
快適に暮らすことが できるまちづくり	第4章
新たな活力をおこす まちづくり	第5章
共に考え行動する まちづくり	第6章
資料編	第4編

第3編 後期基本計画

3-1 重点プログラム

第1章 重点プログラムの考え方

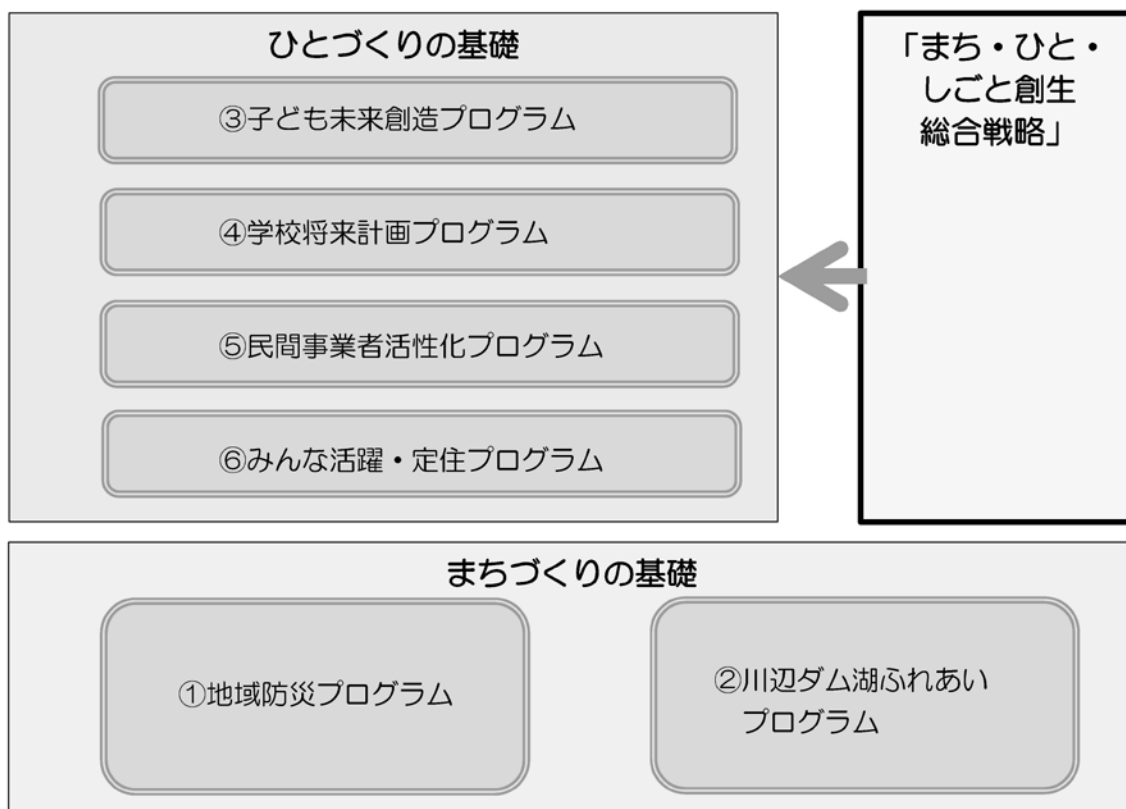
第2章 6つの重点プログラム

第3編 後期基本計画

3-1 重点プログラム

第1章 重点プログラムの考え方

- 本町が将来像「清流と人が織りなす活力あるまち」に描くまちづくりを実現するために、基本計画に示す主要施策等を組み合わせて、各分野の枠を超えて重点的に取り組む施策を「重点プログラム」として位置付けます。
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容を取り込んで、少子高齢化による人口減少問題の克服と移住・定住人口の促進に関連する計画も位置付けて、総合計画と総合戦略の一体的な推進を図ります。
- 重点プログラムの推進により、質の高いまちづくり・ひとづくりの基礎を整えて、健全な財政運営のもと、川辺町の持続性を高めていきます。
- 6つのプログラムの推進は、それぞれの基本施策の推進と連携して行うものであり、これにより総合計画が目指すまちづくりの目標を達成します。



第2章

6つの重点プログラム

(1) 地域防災プログラム

①ねらい

発生が強く懸念される南海トラフ巨大地震、豪雨災害に備えて、町民一人ひとりや、地域が主体的に防災活動に取り組み、被災時にもみんなが身を守ることができるように、家庭や地域と町で十分な備えを進めます。

②具体的な内容

- 防災設備と危機管理体制を充実すると共に、地震・土砂災害への備え、自主防災活動や地域における要援護者支援の体制等と連携した地域防災・減災対策、防火・消防体制の強化を図ります。
- 災害時にも強じんな道路や上下水道の整備、地域に身近な防災拠点の整備を図ると共に、日常的な自治会の活動と地域のつながりの強化を図ります。

③構成施策

【第1章】2 防災・災害対策／3 治水対策／4 消防・救急対策
 【第2章】2 地域福祉の推進
 【第4章】2 道路／5 上水道／6 下水道
 【第6章】2 地域コミュニティ

(2) 川辺ダム湖ふれあいプログラム

①ねらい

恵まれた自然環境の保全に取り組みながら、固有資源である川辺ダム湖のこれまでの活用実績を生かして、スポーツやレクリエーション、イベント、東京オリンピック等の事前キャンプ地として活用するなど、内外の人がふれあう「関係人口」を拡大します。

②具体的な内容

- ダム湖周辺の環境を町民、企業等との協働により維持します。また、ボート・カヌー競技の練習や大会開催拠点としての活用を促進して、町民が親しみ誇ることができる場として充実を図ります。
- ダム湖と水辺のスポーツを観光資源として広くPRし、スポーツイベントの開催や、合宿等の受け入れを推進して、知名度向上とふれあいの拡大を図ります。

③構成施策

【第1章】1 環境共生・循環型社会の形成
 【第3章】4 スポーツ
 【第5章】3 観光・交流

(3) 子ども未来創造プログラム

①ねらい

妊娠から出産、子育てまでを切れ目なく総合的に支援することにより、安心して子どもを産み育てられる地域社会を築きます。

②具体的な内容

- 母子の健康支援、子育て家庭の総合的なサポート、こども園での保育の充実など、多くの目で子育てを支援します。
- 心身ともに健康で、ふるさとを大切にできる児童生徒が育つために、いじめ・虐待の防止やふるさと教育を推進します。
- 地域みんなで子どもに目配りしながら子育てを支援して、子育て世代の定住を図ります。

③構成施策

【第2章】 1 健康づくり・医療／3 子育て支援
【第3章】 1 学校教育
【第4章】 1 居住・定住
【第6章】 4 人権・男女共同参画・多文化共生

(4) 学校将来計画プログラム

①ねらい

次代を担い、たくましく生きる力を身に付けるための教育を推進し、併せて町民のみなさんと共に小学校再編を進めます。また、地域との連携のあり方や方向性を明らかにし、併せて地域の防災、コミュニティの拠点など小学校校舎等の有効活用の方について地域と共に検討します。

②具体的な内容

- 小学校の将来計画については、目指す教育のあり方を明らかにして策定を進め、川辺町の次代を担うグローバル化や情報化等に対応した人づくりを進めます。
- 統合後の小学校校舎等については、防災、交流などを軸とした利活用や、地域のコミュニティ拠点として有効な活用方法を検討します。

③構成施策

【第2章】 3 子育て支援
【第3章】 1 学校教育
【第6章】 2 地域コミュニティ

(5) 民間事業者活性化プログラム

①ねらい

川辺町の自然、農地、空き家・空き地などを活用して、IoT等の新技術を活用したビジネスの創出や企業活動の誘導、起業促進などを行うことで、多様な産業活動を創出し、新たなはたらく機会を生み出すことを支援します。

②具体的な内容

- 優良農地の耕作を継続するために農業経営体の育成や6次産業化等を促進します。
- 空き地・空き工場の活用などによる産業立地の誘導や、新しい技術を活用した新たなビジネスモデルの事業創出を促進します。
- 川辺ダム湖をはじめとする本町の観光資源の充実とネットワーク化を図ると共に、スポーツイベントの開催を通じて地域間交流を充実します。
- 川辺町のブランドを創出して、観光客の誘致や交流の推進と併せて、町民と共に川辺町の魅力を情報発信します。

③構成施策

【第5章】 1 農林業振興／2 商工業振興・雇用創出／3 観光・交流
 【第6章】 3 プロモーションと広報広聴

(6) みんな活躍・定住プログラム

①ねらい

少子高齢化に地域が対応することができるように、みんなが尊重し合い地域社会において活躍する機会を創出します。また、道路などのインフラ整備を進めるほか、空き家の活用や定住支援など、住み続けたい人、移住したい人を応援します。

②具体的な内容

- 地域において子育てや高齢者、障がい者の見守りや支え合いを一層推進すると共に、町民が生きがいを持って積極的に活動できるよう支援します。
- 川辺町の魅力や良さについて改めて見直すと共に、空き家等を活用した定住・移住の促進、居住支援のための自治会や住民グループの支援を充実します。また、川辺町への移住定住について、町民と共にみんなでプロモートします。

③構成施策

【第2章】 2 地域福祉の推進／3 子育て支援／4 高齢者福祉／5 障がい者福祉
 【第4章】 1 居住・定住
 【第6章】 1 協働の推進／2 地域コミュニティ／3 プロモーションと広報広聴

策定の背景	第1編
基本構想	第2編
後期基本計画 重点プログラム	第3編
後期基本計画 分野別計画	第3編
美しくやすらぎのあるまちづくり	第1章
誰もが安心して暮らせるまちづくり	第2章
みんなで学び合うまちづくり	第3章
快適に暮らすことができるまちづくり	第4章
新たな活力をおこすまちづくり	第5章
共に考え行動するまちづくり	第6章
資料編	第4編

第3編 後期基本計画

3-2 分野別計画

- 第1章 美しく安らぎのあるまちづくり
- 第2章 誰もが安心して暮らせるまちづくり
- 第3章 みんなで学び合うまちづくり
- 第4章 快適に暮らすことができるまちづくり
- 第5章 新たな活力をおこすまちづくり
- 第6章 共に考え行動するまちづくり

第1章 美しく安らぎのあるまちづくり

- 第1節 環境共生の推進・循環型社会の形成
- 第2節 防災・災害対策
- 第3節 治水対策
- 第4節 消防・救急
- 第5節 防犯・消費生活・交通安全

策定の背景	第1編
基本構想	第2編
後期基本計画 重点プログラム	第3編
後期基本計画 分野別計画	第3編
美しくやすらぎの あるまちづくり	第1章
誰もが安心して暮ら せるまちづくり	第2章
みんなで学び合っ まちづくり	第3章
快適に暮らすことが できるまちづくり	第4章
新たな活力をおこす まちづくり	第5章
共に考え行動する まちづくり	第6章
資料編	第4編

3-2 分野別計画

第1節 環境共生・循環型社会の形成

施策が目指す将来の川辺町

- 町民が環境に関する情報を得られやすくなり、自主的に町民、事業所共に省エネに努めています。
- 町民と事業所、行政が一体となって、自然環境の保全や環境美化に取り組んでいます。
- 分別収集の徹底とリサイクルへの取り組みにより、ごみの排出量が減少しています。

現状と課題

- 2015年9月の国連サミットにおいては SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択され、持続可能な開発のための幅広い17の目標が掲げられました。その中でも環境部門は多くの分野に関係があります。
- 二酸化炭素等の排出量増加に伴う地球の温暖化問題については、町民や企業に地球環境にやさしいライフスタイルや企業活動が強く求められています。省エネ対応の電化製品や自動車などが普及しつつありますが、公共施設におけるグリーン購入への取り組みや再生エネルギーの積極的な活用などによるCO2排出削減への取り組みは課題です。
- 自然環境は地域の資源として、また、生物多様性を保全する要素として重要です。本町は豊かな自然を有しており、小学校などにおける環境教育や環境フェアによる啓発を進めてきました。河川の水質調査では下水道の整備により、水質浄化は進んでいますが、季節的に基準値を超える項目があるなど、今後も改善が必要です。
- 本町から発生するごみは、主に可茂衛生施設利用組合により処理を行っており、再資源化などによるごみの減量化に取り組んできました。ささゆりクリーンパークから発生するごみ焼却灰溶融スラグについては再利用が求められていますが、十分に活用されていない状況であり、処理コストの縮減のためにも利用の拡大が課題となっています。
- ごみ・健康カレンダーの配布、ごみアプリの導入、ごみ啓発シールによる適正排出の促進、不適正排出者に対する直接指導に努めてきましたが、依然、不適切な排出も見られます。ごみを出さずに資源の有効活用を行う循環型社会の実現のためには、5R ※1 の推進が求められます。
- 地域の美化については、幹線道路沿いや、人目に付きにくい場所においては不法投棄が見られたり、ごみのポイ捨ても目立っています。
- 今後もこれらの自然を守り、次世代に継承していくことが大切であることから、町民一人ひとりによる地球環境にやさしい生活や環境保全活動を促すことが、今後も必要です。
- 家庭や事業所における環境に対する意識は向上してきましたが、省エネ・省資源の方法や廃棄物の減量化について、啓発を強化することが課題です。

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014 年 (平成 26 年度)	2018 年 (平成 30 年度)	2024 年 (令和 6 年度)
公共施設におけるエコカー※ 2 の導入 (台)	1	2	6
売電を行っている太陽光発電 の設置件数 (事業用を含む) (件)	281	468 (H29 末)	600
町内飛騨川支流河川における 水質 BOD (生物化学的酸素 要求量) 検出値の平均値 (mg/l)	1.27 (H24)	0.91	1.00
ダム湖や豊かな自然の保全・ 活用の満足度 (%) * 住民意識調査	73.7%	64.3%	78.0%
町民 1 人当たりのごみ (可 燃・不燃・粗大) 排出量 (kg /年)	128.2	131.4	131.0
拠点における資源 (ペットボ トル・発砲スチロール・その他プラ・ 牛乳パック) 回収量 (t/年)	47.4	41.9	48.0
ごみを減らすことを心がけて いる町民の割合 (%) * 住民意識調査	58.5%	57.3%	62.0%

主要施策

(1) 環境に関する意識啓発の徹底

①環境に関する継続的な情報発信

地域住民のダム湖の水質や緑豊かな自然の継承、生物多様性の保全、地球温暖化防止、省エネルギー、資源循環型社会の形成など幅広い環境に関する関心を底上げして行動に結び付けるために、広報誌などにおいて継続的な情報発信を図ります。

②5R推進のための意識啓発

一人ひとりが環境について理解と認識を深め、環境に配慮した生活を心掛けていただくため、効果的に 5R を推進します。特に、家庭ごみの適正な分別排出と減量化に向けた取り組みを促進します。

③環境学習の充実

学校と行政が連携して、環境に関する講座を行うと共に、家族や地域において環境について考えることを促します。

④SDGs についての検討

行政の幅広い分野についての目標が掲げられている SDGs についての情報収集を行うとともに、今後のまちづくりのコンセプトとしての可能性を検討します。

(2) 循環型社会形成の取組みの推進

①再生可能エネルギーの導入等の促進

環境負荷の少ない再生可能エネルギーへの転換を促進するとともに、行政においてグリーン購入への取り組み推進、エコカーの導入などを図ります。

②ごみの正しい分別の促進

ごみ・健康カレンダーの各戸配布、ごみアプリの活用、ごみ分別早見表の作成やごみ袋の改善を行い、町民にごみの分別収集を分りやすく示し、正しく分別を行うことを徹底します。

関連施策

(1) 自然環境保全の推進

①事業所との協働による環境保全の推進

町内事業所との交流、情報交換に努めるなど、企業と協働した環境保全の取り組みを進めます。また、事業所に対し、地域との交流や環境保全に対する行動を促します。

②環境監視の強化

地域環境の保全のため、河川水質や騒音・振動などの環境調査や公害の発生に対する監視の強化を図ります。

(2) ごみの減量化と再資源化の推進

①資源回収の促進

各種団体の資源回収活動に対する支援及び拠点方式による資源回収を継続すると共に、町民に対しリサイクル運動への参加を促し、資源の再利用・再資源化を促します。

②生ごみの堆肥化の促進

ごみ処理機やコンポスト、ぼかしなどの利用を推進すると共に、生ごみの水切りを啓発して、ごみの減量化、再資源化を促します。

(3) 環境美化の推進

①環境美化の推進

地域住民に環境に関する法令等を周知すると共に、不法投棄、ペットのふん害、ごみのポイ捨てや屋外焼却などの防止を図ります。

②不法投棄の防止

不法投棄を防止するため、町民等からの情報提供に留意すると共に巡視活動を強化し、早期発見に努めます。また、県担当課や警察との連携を図り不法投棄の根絶に努めます。

◆関連する計画

- 川辺町地球温暖化防止対策実行計画
- 都市再生整備計画 川辺湖岸地区

※1：5R

- Reduce（リデュース）・・・ごみの発生抑制
- Reuse（リユース）・・・再使用
- Recycle（リサイクル）・・・再資源化
- Refuse（リフューズ）・・・ごみになるものを買わない
- Repair（リペア）・・・修理して使う

※2：本計画におけるエコカーの定義・・・ハイブリッドカー、プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車

第2節 防災・災害対策

施策が目指す将来の川辺町

- 災害など町民の生命や身体、財産に重大な被害を招く緊急時において、応急対策や復旧、住民サービスを円滑に再開できる総合的な危機管理体制が整っています。
- 災害時にも安全な住宅や公共施設の整備、避難路が確保されています。
- 地域が一体となって自主的な防災活動に取り組むと共に、災害時要援護者の支援体制が整っています。

現状と課題

- 東日本大震災や平成30年7月豪雨など全国各地の豪雨災害により、防災対策の課題が浮き彫りとなりました。これを教訓に南海トラフ巨大地震の発生や記録的な豪雨、土砂災害警に備え、町民・事業所・行政が一体となった防災・減災対策に取り組むことが必要となっています。
- 本町では、地域防災計画に基づき防災対策を進めていますが、緊急時に限られた人員や資機材を活用して対応するために、職員個々の防災対応力の向上や組織体制の整備など、平素からの備えや減災対策が必要です。併せて武力攻撃や感染症などから町民を保護するための対策も求められています。
- 本町においても土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）が指定され、特別警戒区域においては開発行為や建築物に対する規制等があります。また、土砂災害の危険のある箇所や避難場所などを記載した土砂災害ハザードマップを作成し、全戸へ配布するなど土砂災害に関する情報の発信に努めてきましたが、県の警戒区域指定の追加等により、土砂災害ハザードマップ及び既存避難所の見直しをする必要があります。
- 高齢化や核家族化の進行に伴い、高齢者や障がい者などの災害時要援護者に対する対応を充実する必要があります。
- 毎年、全国各地で起こる大規模災害のマスコミ報道や町総合防災訓練の開催等により町民の防災意識は高まりつつありますが、被災経験の少ない本町では、家庭内備蓄や避難行動に結びついているかが問題となっています。このため、家庭・地域などが主役となる防災学習や活動を動機付けすることが必要です。
- 個人住宅や公共施設の耐震化により、住宅の耐震化率は82%（平成30年）となっておりますが、旧基準による建物（※1）も存在することから、引き続き耐震化の対策が必要です。
- 本町では防災備蓄倉庫や資機材倉庫、耐震性貯水槽を設置してきましたが、今後も地域の実情にあった防災施設の整備を進める必要があります。また、防災や災害に対する情報を町民や関係機関に正確に伝えて、迅速かつ適切に行動できることが必要です。
- 大規模災害等に備え、他県からの災害応援隊を受け入れる体制を整備する必要があります。

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
防災訓練参加率(%)	22.3%	21.8% (H28)	25.0%
大きな地震や水害等災害に備えている人の割合(%) *住民意識調査	17.6%	19.3%	55.0%
消防・防災体制の整備についての満足度(%) *住民意識調査	71.1%	71.1%	90.0%

主要施策

(1) 総合的な危機管理の強化

①危機管理体制の強化

地域防災計画に基づき、災害応急対策と早期に行うべき復旧業務、通常時の業務の優先順位を明確にすると共に、国民保護計画に基づいた総合的な危機管理体制の強化を図ります。

②職員の防災対応力の向上

職員向けの災害発生時に対応できる訓練等を実施することにより、防災対応力の向上を図ります。

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知

①土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知

町民への土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知を図ります。

②警戒避難体制の強化

土砂災害等から町民の生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の強化を図ると共に、土砂災害特別警戒区域における住宅の移転勧告及びそれに伴う移転資金の一部融資や補助等の支援の充実を図ります。

(3) 地域防災体制の強化

①減災に向けた地域防災の強化

大規模地震をはじめ大雨の対策や、高齢者など災害時要援護者の対策を充実して、減災のための地域防災体制や活動の強化を図ります。

②自主防災活動の強化

自主防災組織の設立と、組織の核となる防災リーダーの育成を図ると共に、地域の実情にあった防災活動を支援します。

(4) 災害対策機能の強化

①公共施設の災害対策機能の強化

災害対策本部や避難所となる公共施設において、災害時に必要な備蓄品、非常電源、電話回線、情報機器等の整備・拡充を図ります。